

監査公表第6号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を下記のとおり公表する。

令和4年6月20日

田原市監査委員	河合 孝喜
田原市監査委員	古川 美栄

記

1 準拠した基準

田原市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

令和3年度における田原中学校区内の小中学校及び保育園の施設の管理運営

対象団体：田原中学校区内の小中学校及び保育園

所管課：教育総務課、子育て支援課

4 監査の着眼点

(1) 小中学校

- ア 過去の監査結果に対して必要な措置はとられているか。
- イ 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ウ 現金等の取扱事務は適正に行われているか。
- エ 切手類・通帳等の管理は適正に行われているか。
- オ 支出に係る事務は適正に行われているか。
- カ 交付金に係る事務は適正に行われているか。
- キ 薬品類の管理は適正に行われているか。
- ク 校内における安全管理は適正に行われているか。
- ケ 災害発生時における安全対策が適正に行われているか。
- コ 施設・遊具等の安全点検は適正に行われているか。

サ 備品・図書・寄附物品の管理は適正に行われているか。

(2) 保育園

- ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 現金等の取扱事務は適正に行われているか。
- ウ 切手類・通帳等の管理は適正に行われているか。
- エ 支出に係る事務は適正に行われているか。
- オ 園内における安全管理は適正に行われているか。
- カ 災害発生時における安全対策が適正に行われているか
- キ 施設・遊具等の安全点検は適正に行われているか。
- ク 備品の管理は適正に行われているか。

5 監査の方法

各課から提出された監査資料に基づき、証拠書類等を抽出で調査し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し質疑を行うとともに、現地調査により施設の維持管理状況等を確認した。

6 監査の実施日及び実施場所

実施日	実施場所	所管課
6月2日（木）	監査委員事務局	教育総務課（小中学校） 子育て支援課（保育園）
	田原中学校	教育総務課
	田原中部小学校	
	野田小学校	
	野田保育園	子育て支援課

7 監査の結果

事務及び事業は、軽微な事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、監査執行過程で注意したため、記述を省略する。